

令和5年8月8日

HCC 会員各位

預託金の一部返還等について

株式会社ホノルルカントリークラブ
代表取締役 田代博嗣

別途、滝富夫よりの本日付のお手紙にてお知らせ致しましたとおり、今般、会員様よりお預かりしております預託金について、一部返還を実施することと致します。

以下、その要領を記載致しますので内容をご理解頂き、是非この機会に預託金の一部返還に応じて頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 今回、会員様に一律で会員権1口当たり金100万円を返還致します。
2. 今回の返還後の残余の預託金につきましては、その返還を2040年12月末日まで猶予いただきますようお願い申し上げます。
3. 今回の預託金の一部100万円の返還は、同封でお送りしております「同意書兼振込先指示書」にて同書面記載の3項目にご同意頂き、振込先をご指定していただくことが条件となります。「同意書兼振込先指示書」をご返送頂きますようお願い申し上げます。
4. 100万円の返還は、同封でお送りしております「同意書兼振込先指示書」のご返送を受けた会員様から順次令和5年8月下旬から送金手続きを始めさせていただきます（なお、振込手数料は当社で負担致します）。
5. 「同意書兼振込先指示書」は、令和5年9月末日までにご返送下さい。
6. 当社に登録されている会員様が亡くなり相続が発生されている場合には、相続により権利を承継された方が分かる資料（戸籍謄本、遺産分割協議書等）をご提出頂くこととなります。該当の方は詳細についてお問い合わせください。
7. 登録されている会員名と別の名義の口座への送金をご希望される場合は、「同意書兼振込先指示書」のご署名欄への捺印を実印をもって押印していただき、3ヵ月以内の日付の印鑑証明書を同封でお送りください。
8. 従前よりご案内して参りましたとおり、令和5年8月末日を持って、会員としてHCCでプレイする権利は失われることとなり、同時に会員証は失効致しますのでご了承ください。
9. その他お問い合わせ事項等につきましては、当社サイト <https://honolulucountryclub.jp> をご覧ください。
10. 「同意書兼振込先指示書」のご記入に際しては、会員番号、会員氏名（法人の場合は法人名）、HCC登録代表者名、電話番号を所定の箇所にご記入いただいた上で、ご署名欄にご署名及び捺印をしていただきますようお願い申し上げます。また、振込先口座情報を正確にご記入頂きますようお願い申し上げます。

以上